

令和8年度

児童クラブ（学童保育）利用のしおり



GIFU
YA...TSU
Hometown of Chiune Sugihara

○目次

1 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは……………	1
2 児童クラブの概要……………	2
3 クラブでの1日……………	3
4 健康安全管理……………	4
5 保護者のみなさんへのお願い……………	5
6 申請書類……………	7
7 利用料等……………	7
注意事項……………	13
申込書等記載例（記入例① 通年利用）……………	14
申込書等記載例（記入例② 長期休業日のみ）……………	15
申込書等記載例（記入例③ 一時利用のみ）……………	16
申込書等記載例（記入例④ 長期休業日と一時利用併用）……………	17
申込書等記載例（記入例 裏面）……………	18

Ⅰ 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

（１） 児童クラブとは

児童クラブの対象は、小学校の授業終了後、帰宅しても仕事などの理由で保護者等（祖父母等を含む）が不在の町内の小学校に就学している児童です。児童クラブは、学校から自宅へ帰る代替りの下校先として、学校の運営とは区別して児童をお預かりし、遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図るところです。（児童福祉法に定める事業）

（２） 入所基準（昼間家庭にいない場合）

小学校に就学している１年生から６年生の児童で、放課後および学校休業日（長期休業）に保護者等が次のいずれかに該当する家庭で、保育が１ヶ月に１５日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる家庭の児童。

- ① 児童の保護者が常時家庭外で就労をしている。
- ② 妊娠中（産前６週以内）または出産後（８週間以内）である。
- ③ 長期にわたり病気・負傷の状態にある、または心身に障害を有する同居の親族を常に介護している。
- ④ 母子家庭等で求職中の状態にあるとき。

※ 保護者等とは、祖父母、１８歳以上の兄弟姉妹（高校生を除く）、親類縁者または同居人など世帯を同じくしている者。（対象の方全員の就労証明書が必要です。）

※ ②～④の場合は、入所期間が限定されることがあります。

※ 上記①～④以外に特別の事情がある場合は、ご相談ください。町長が特別な理由があるとして認めた児童はこの限りではありません。

クラブは集団生活の場となります。入所基準を満たしていたとしても、クラブの管理運営上または生活指導上支障（クラブでのルールが守れない、支援員の注意を聞かない、ほかの児童にけがを負わせるなど）があり、または身体虚弱などのため保育に堪えない（頻繁に倒れるなど常時補助者を必要とし、目が離せない状況が続くなど）と八百津町が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

（３） 運営方針

八百津町の児童クラブは、家庭的な雰囲気の中で喜びも苦しみも”ともに考え、ともに学び、ともに歩む”をモットーに保護者および支援員が一丸となって児童の健全育成を目指しています。

2 放課後児童クラブの概要

八百津町の児童クラブの状況

実 施 場 所	連 絡 先	開 設 時 間
八百津放課後児童クラブ 福祉センター(夢広場ゆうゆう) 2階 児童クラブ室 八百津町八百津3836-3 【利用定員:60名】	【電話または ショートメール】 070-4510-9633	【放課後】 平日のみ 時間:放課後～午後6時30分 【長期休業】 平日のみ 時間:午前8時～午後6時30分 【土曜日】 時間:午前8時～午後6時30分 ※ <u>土曜日は、通年利用者のみ、利用 申込みがあった場合、和知学童保 育施設にて開所いたします。その ため、八百津・錦津の通年利用申 込者も土曜日は、和知学童保育 施設となります。</u> ※ 日曜日、祝祭日、 お盆期間:8月13日～15日 年末年始:12月29日～1月4日は 休所いたします。
錦津放課後児童クラブ 錦津公民館(錦津小学校西 隣) 2階 学童保育室 八百津町伊岐津志1801-2 【利用定員:60名】	【電話または ショートメール】 070-4510-9631	※ 日曜日、祝祭日、 お盆期間:8月13日～15日 年末年始:12月29日～1月4日は 休所いたします。
和知放課後児童クラブ 和知学童保育施設 (和知小学校敷地内) 八百津町和知1227 【利用定員:60名】	【電話または ショートメール】 070-4510-9632	※ 日曜日、祝祭日、 お盆期間:8月13日～15日 年末年始:12月29日～1月4日は 休所いたします。
久田見児童クラブ 久田見環境改善センター (久田見出張所敷地内) 八百津町久田見2745-7 【利用定員:20名】	【電話または ショートメール】 070-4510-2489	【春・夏休み中の平日のみ開設】 時間:午前8時～午後6時30分 ※ 土・日曜日、祝祭日は開設しませ せん。 ※ お盆期間:8月13日～15日は休 所いたします。

3 クラブでの1日

○ 放課後

時 間	内 容
放 課 後	小学校から入室、健康状態の確認、持ち物の片づけ、宿題、自由遊び
16:00	おやつ、掃除、自由遊び
17:00	道具の片づけ、退室準備、順次退室（児童の様子を伝達）
18:30	閉所

○ 長期休業

時 間	内 容
8:00	自宅から入室、健康状態の確認、持ち物の片づけ
9:00	出席、宿題、集団および自由遊び
12:00	昼食（休憩）、昼食後は集団および自由遊び
15:00	おやつ、掃除、自由遊び
17:00	道具の片づけ、帰宅準備、順次帰宅（児童の様子を伝達）
18:30	閉所

○ この日程は、一般的な例であり学校の行事や短縮授業等によって変更がありますので、ご了承ください。

○ 各児童クラブでは、特に施設での活動が長くなる長期休業（夏休み等）において、行事を企画することもあります。また、**内容によっては、利用料と別で自己負担金（材料費等）をお願いすることもあります。**

詳しくは、各児童クラブにお尋ねください。

4 健康安全管理

(1) 発熱、けが等

- ① 児童クラブで発熱、けが等をした場合、保護者に連絡することがあります。児童調査票の緊急連絡先には、就労中においても連絡がつく連絡先を記入してください。
- ② 急を要する場合は、保護者の到着を待たずに医療機関へ行くことがあります。
- ③ 児童クラブの管理下での児童が不測の事故などに備えて「スポーツ保険」に加入しています。(年会費で徴収)

(2) 避難訓練

自然災害等の非常事態に備え、毎年、避難訓練等を行います。

(3) 八百津町にレベル3以上の警報(大雨・土砂災害)又は暴風警報等の発令

時の対応

- ① 放課後の利用において、下記の場合、**臨時休所**となります。
 - ・午前6時00分に警報が発令されている場合(※)

※令和8年5月29日から小学校の休校の判断を午前6時00分に発令されている場合に変更したため、休校の場合は臨時休所となります。

 - ・学校登校後に警報が発令され下校と判断された場合
 - ・児童クラブ入室後に警報が発令された場合
- ② 長期休暇等学校休業日の利用において、下記の場合、**臨時休所**となります。
 - ・午前7時30分に警報が発令されている場合
 - ・児童クラブ入室後に警報が発令された場合
- ③ 備考
 - ・基本的には、警報発令により学校が休業となれば臨時休所となります。レベル3以上の「大雨警報」・「土砂災害警報」、「暴風警報」等気象警報いずれか1つでも発令された場合の対応となりますのでご承知おきください。
 - ・「雷注意報」等で学校待機となった場合は、待機解除後、安全が確保されたことを確認し学童へ引き渡します。
 - ・帰宅困難と判断した場合は、閉所時間まで館内の安全な場所で待機とします。
 - ・警報が発令された場合は、「すぐーる」または「やおつーしん」等で連絡を行う予定ですが、状況により放送等で即時の連絡が困難となる場合があるため、各自でも天気予報(警報発令の状況)等の確認をお願いします。

(4) 学校閉鎖および学級閉鎖

○学校閉鎖

閉鎖当日(早帰り)～閉鎖期間中
休所

○学級閉鎖

閉鎖当日(早帰り)～閉鎖期間中

開所(学級閉鎖していない学年の児童は利用可)

※ 二次感染予防対策として、自宅待機となる学級閉鎖している学級(学年)の児童は、たとえ健康な場合であっても、学級閉鎖期間中は児童クラブの利用はできません。

※ また、風邪やとびひなどの感染の恐れがある症状がみられる場合は、他の児童への影響や感染拡大を防ぐことも考慮し、自主的に休みいただきますようご協力をお願いいたします。放課後と同様に長期休業期間の場合も、感染症予防の観点から休所する場合があります。

5 保護者のみなさんへのお願い

(1) 入室・退室時の注意

① 欠席する場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。

※ 開所時間外の連絡による応対はできません。

放課後利用の場合：早めに連絡をしてください。

長期休業利用の場合：朝8時頃までにご連絡ください。

② 危険防止のため、児童の送迎は保護者の責任でお願いいたします。

※ 普段と違う方が送迎される場合は、事前に児童クラブに連絡してください。

※ 安全を考慮して、児童調査票の送迎者の欄に記載のない方へ引き渡しは行いません。

③ 車での送迎は交通ルールを守り、付近にお住いの方に迷惑をかけないようにしてください。

④ 入室・退室時は、必ず支援員に声をかけてください。(保護者等送迎の場合)

⑤ クラブ運営のため、必ず閉所時間までに保護者等がお迎えに来てください。

※ お仕事などに支障のない範囲で、早めにお迎えをいただき、必要のない状況での長時間の利用はご遠慮ください。

※ 閉所時間までにお迎えができない場合は退室していただきます。

(2) 途中入所・途中退所する場合

- ① 途中入所する場合は、入所する月の前月20日までに利用申込書および保護者等の就労証明書、その他必要な添付書類を[児童クラブ](#)へ提出してください。
※ 急を要する場合は、教育委員会子ども支援係(ファミリーセンター)へご相談ください。
- ② 途中退所する場合は、退所する月の前月20日までに利用変更等申請書を[児童クラブ](#)へ提出してください。

(3) 利用形態を変更する場合

長期休業のみの利用から通年利用に変更するなど、利用形態を変更する場合は、変更する月の前月20日までに利用変更等申請書を[児童クラブ](#)へ提出してください。

※ 20日以降に提出された場合は、翌々月から利用形態が変更となります。

※ 変更後の利用形態が2か月以上続く場合のみ変更ができます。また、利用形態の変更により減免等を受けられなくなる場合があります。

(4) 家庭と児童クラブとの連絡

- ① 児童クラブからの連絡は、「すぐーる」や電話、SMS などでお知らせします。
- ② 「出席予定表」は利用月の前月25日までに提出してください。
- ③ 住所や勤務先、連絡先等に変更があった場合は、児童クラブへ連絡してください。
- ④ 子どもの様子などをお知らせするため、個人面談を行うことがあります。

(5) 保健衛生

- ① 朝食は必ず食べさせ、児童の健康状態に十分注意し、入室の可否は保護者で責任をもって判断してください。
- ② 児童や家族が感染症などになった場合は、早急に児童クラブに連絡し、医師の許可があるまで児童クラブはお休みしてください。
- ③ 前日に発熱や風邪症状などがあった場合は、必ず児童クラブに連絡してください。

(6) 持ち物

・各児童クラブへご確認ください。

※ 服および持ち物、履き物には必ず名前を書き、わかりやすくしてください。

※ 長期休業利用の場合は、弁当・水筒・学習用具・上靴等を持参してください。

※ おもちゃやお菓子、貴重品等は持たせないようにしてください。

6 申請書類

① 放課後児童クラブ利用申込書（申込児童1人につき1枚）

② 就労証明書（保育園の現況届の際に提出した方は不要）

※ 就労以外の理由で利用される方は、面接調書及び事由を証明する書類が必要です。

③ 減免申請書（該当者のみ）

④ 児童調査票およびアレルギー調査票（申込児童1人につき1枚）

2月13日までに、各学童クラブ（八百津・錦津・和知）、久田見出張所（久田見）まで提出してください。（期限厳守）

※申請書につきましては、毎年すべての書類を提出をしてください。

7 利用料等

（1） 年会費（保険料含む）

1人：1,000円／年（保険料等含む）

※ 通年利用でお申し込みをされた場合は、4月末に利用料と併せて年会費を口座振替させていただきます。

※ 長期休業でお申し込みをされた場合は、利用した月の利用料と併せて年会費を口座振替させていただきます。

※ 一時利用でお申し込みをされた場合は、年会費分の納付書を送付しますので、納付期限までに納付してください。

※ 納付期限までに年会費を納付いただけない場合は、児童クラブの利用はできません。

※ 傷害保険の関係上、利用の有無に関係なくお申し込みされたすべての方に年会費の納付をいただきます。一度も利用がなくても返還いたしません。

(2) 利用料金(おやつ代含む)

① 通年利用 ※1年を通じて利用する場合(ひと月に10日を超えて利用する場合)

1人:6,000円/月(定額)

※ 利用の有無および利用日数に関わらず、利用料がかかります。

※ 土曜日および長期休業時も利用可能です。ただし、土曜日が祝祭日の場合は休所となります。

※ 土曜日を利用する場合は利用日の1週間前までに申請が必要です。

② 長期休業 ※長期休業期間のみ利用する場合

春休み(4月)・夏休み(7月・8月)・冬休み(12月・1月)・春休み(3月)のうち希望する期間に利用する場合。それぞれの期間で料金が異なります。利用の有無および利用日数に関わらず、利用料がかかります。土曜日の利用はできません。

【八百津・錦津・和知】

春休み:2,000円(学期始(4月))

夏休み:3,000円(夏季7月)、7,000円(夏季8月)

冬休み:2,000円(冬季)(12月、1月利用分を1月に合わせて徴収します)

春休み:2,000円(学期末(3月))

※ 各長期休業時の終業式、始業式の日も利用できます。

【久田見】

春休み:1,500円(学期始(4月))

夏休み:2,500円(夏季7月)、6,500円(夏季8月)

春休み:1,500円(学期末(3月))

※ 春休み・夏休みのみ実施します。

※ 各長期休業時の終業式、始業式の日には利用できません。

③ 一時利用【一時】 ※放課後、長期休業期間を問わず一時的に利用する場合

・一時的に利用する場合。ひと月に10日まで利用できます。

・利用予定は、利用日の2日前までにはご連絡ください。土曜日の利用はできません。

放 課 後：600円／日

長期休業期間（授業参観等の振替休日を含む）

：600円／日（正午をまたがず利用した場合）

：800円／日（正午をまたいで利用した場合）

長期休業期間に加えて放課後も一時的に利用する場合は、『一時利用』も併せてお申し込

みください。その場合は、長期休業期間以外でひと月に10日まで利用できます。

この場合、利用料に関しては、長期休業の金額に、一時利用した分を加えて計算します。

(3) 利用区分ごとの金額(例)および料金一覧表

① 通年利用の場合

4月：7,000円（年会費含む）、5月以降6,000円

② 長期休業のみですべての期間で利用する場合

【八百津・錦津・和知】

4月：3,000円（年会費含む）、7月：3,000円、8月：7,000円

12月・1月：2,000円、3月：2,000円

【久田見】

4月：2,500円（年会費含む）、7月：2,500円、8月：6,500円、3月：1,500円

③ 一時利用のみの場合

・放課後に5日利用した場合

3,000円（600円×5日）

・長期休業期間4日（正午をまたぐ）、放課後6日（正午をまたがない）利用した場合

3,200円（800円×4日）+3,600円（600円×6日）=6,800円

④ 長期休業＋一時利用の場合

・長期休業＋放課後に一時利用（正午をまたがない場合）を10日利用した場合

長期休業（7月）：3,000円＋一時利用：6,000円（600円×10回）=9,000円

(4) 利用料の減免

減免理由に該当する世帯は、通年利用、長期休業に係る利用料金を減免することができます。対象の方は利用料減免申請書を記入の上、児童クラブまでご提出ください。対象の方であっても減免申請が提出されていない場合は減免することができません。また、年会費および一時利用料金は減免、免除の対象となりません。

① 多子減免

兄弟（姉妹）が同じ利用区分で児童クラブを利用する場合は、第2子は利用料の減免（1/2）、第3子以降は利用料の全額免除となります。

【減免額】

利用料金から

第1子（年長者）：減免なし

第2子：減免（1/2）

第3子以降：全額免除

多 子 減 免 例	子区分	利用区分	子区分	利用区分	子区分	利用区分	減免の有無
	第1子	通年利用	第2子	通年利用	第3子	通年利用	第2子減免 第3子免除
	第1子	長期休業	第2子	長期休業	第3子	長期休業	第2子減免 第3子免除
	第1子	一時利用	第2子	通年利用	第3子	通年利用	第3子減免
	第1子	一時利用	第2子	長期休業	第3子	長期休業	第3子減免
	第1子	一時利用	第2子	一時利用	第3子	一時利用	対象外
	第1子	一時利用	第2子	一時利用	第3子	通年利用	対象外
	第1子	一時利用	第2子	長期休業	第3子	通年利用	対象外

② ひとり親減免

児童扶養手当を受給している世帯の児童は、年長者から利用料の減免を受けることができます。

兄弟（姉妹）が同じ利用区分で児童クラブを利用する場合は、多子減免と同様になります。なお、多子かつひとり親であった場合は、重複して減免は行いません。

【減免額】

利用料金から

第1子（年長者）：減免（1/2）

第2子：減免（1/2）（多子減免）

第3子以降：全額免除（多子減免）

③ 生活保護世帯減免

生活保護受給世帯の児童は、利用料の免除を受けることができます。

【減免額】

利用料金から 第1子(年長者)から:全額免除料金一覧表

○利用料金及び減免対象料金一覧

		八百津・錦津・和知 放課後児童クラブ	久田見児童クラブ
年会費		1,000円/年	
通年利用※		6,000円/月	
長期休業 期間利用※	学年始 4 月	2,000円	1,500円
	夏季 7 月	3,000円	2,500円
	夏季 8 月	7,000円	6,500円
	冬季	2,000円	
	学年末 3 月	2,000円	1,500円
一時利用		600円/日 ※1 800円/日 ※2	

※通年利用・長期休業期間利用の利用料について、多子・ひとり親減免対象

※1 一時利用で、正午をまたがず利用した場合

(例) 平日放課後に利用した場合

学校が休校日で、午前中のみまたは午後のみ利用した場合

※2 一時利用で、正午をまたいで利用した場合

(5) 納付方法

① 口座振替（通年利用・長期休業利用の方）

※ 年会費および利用料の納付は、原則口座振替でお願いしています。

※ 利用決定後、4月10日（金）までに下記の指定金融機関にてお手続きください。

※ 口座振替依頼書は、未登録者の方へ決定通知書と併せて郵送します。すでに登録いただいている方に関しては、登録不要です。登録口座を変更する場合は、口座振替依頼書を教育委員会子ども支援係（ファミリーセンター）、町民課、各出張所等で受け取り、口座振替をご希望される金融機関にて手続きをお願いします。

※令和8年1月から Web 口座振替申し込みが可能になりましたのでご活用ください。



Web 口座振替受付サービスのホームページはこちらから確認することができます。

【指定金融機関】

十六銀行・東濃信用金庫・めぐみの農業協同組合・大垣共立銀行

ゆうちょ銀行・岐阜信用金庫

② 納付書での払込み（一時利用の方）

※ 利用翌月に納付書を郵送にてお送りさせていただきますので、役場出納室または役場各出張所、上記指定金融機関でお支払いください。コンビニエンスストア等でもお支払いできます。お支払いいただけない場合は、以降の利用をお断りします。

新たに児童クラブの利用を予定されている方は、2ページに児童クラブの連絡先を掲載しておりますので、ご連絡のうえ、ぜひ一度、施設のご見学にお越しください。

注 意 事 項

【共通事項】

- ・月額の利用料金のほかに利用する児童1人につき年会費1,000円が必要です。
- ・利用申込書は、利用する児童1名につき1枚必要です。
- ・保護者等の就労証明書を添付してください。(保護者等の就労証明書は1人につき1部で構いませんが、保護者記入欄に利用児童全員の名前を記入してください。)
- ※ 高校生等を除く18歳以上65歳未満の方が同居している場合は、その方全員分の就労証明等が必要です。
- ※ 保育園の現況届に就労証明書を添付している方は児童クラブへ就労証明書を提出していただく必要はありませんので、利用申込書の裏面記載欄に記入してください。
- ※ 保護者の病気または介護等の理由で児童クラブを利用する場合は、面接調書にその旨を記載の上、状態が分かる書類を添付してください。
- ・利用申込書裏面の「承諾書・同意書」および「申出書」に同意いただけない場合は、利用をお断りさせていただきますので、ご了承ください。
- ・自動更新は行っておりませんので、前年度に児童クラブをご利用の方、または過去に利用したことがある方も、新年度の申込が必要です。
- ・書類が整っていない場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・学年の異なる集団での生活になるため、安全面を考慮し、児童クラブでの集団生活ができない場合は、お断りすることがありますのであらかじめご了承ください。
- ・申込書に関してお問い合わせをする場合があります。

記入例①（通年利用）

様式第1号（第4条関係）

放課後児童クラブ利用申込書

クラブ受付日 受付

R〇〇年〇〇月〇〇日

八百津町長 様

保護者 住 所 〒505-0301

八百津町八百津3827-1

氏 名 八百津 太郎

連絡先 0574（43）2111

児童との続柄 父

八百津町放課後児童クラブを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

利 用 希 望 児 童	(ふりがな) やおつ さくら 氏 名 八百津 桜	生年月日 H××年 9月 4日 八百津 小学校 新 3 年生		
利用を希望する放課後児童クラブ		八百津 ・ 錦津 ・ 和知 ・ 久田見 児童クラブ		
希望する利用形態	年間を通して利用する場合	利用開始日 R8年 4月 1日 土曜日の利用 有 無 利用開始日と土曜の有無を記載		
	学校休業日(長期休業)期間に限り利用する場合	学年始(4月) ・ 夏季7月 ・ 夏季8月 ・ 冬季 学年末(3月) ※久田見は学年始・学年末・夏季のみ利用可		
	一時利用	利用開始日 年 月 1日		
利用希望児童の家族の状況（申込時点の同居家族をご記入ください。）				
(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日		
やおつ たろう 八百津 太郎	父	H××. 7. 2		
やおつ はなこ 八百津 花子	母	H××. 8. 3		
やおつ こたろう 八百津 小太郎	弟	H××. 6. 1		
利用を希望する理由	父・母ともに居宅外で就労しており、昼間子どもだけになってしまうため。			
緊急連絡先 仕事中も連絡可能な 番号を記入	①氏名	八百津 花子	電 話	090-〇〇〇〇-××××
	②氏名	八百津 太郎	電 話	090-△△△△-□□□□
	③氏名		電 話	

○添付書類 就労証明書等（保育園に提出済の場合は省略できます。） 裏面に続く

記入例②（長期休業日のみ利用）

様式第1号（第4条関係）

放課後児童クラブ利用申込書

クラブ受付日	受付
--------	----

R〇〇年〇〇月〇〇日

八百津町長 様

保護者 住 所 〒505-0301

八百津町八百津3827-1

氏 名 八百津 太郎

連絡先 0574（43）2111

児童との続柄 父

八百津町放課後児童クラブを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

利 用 希 望 児 童	(ふりがな) やおつ さくら 氏 名 八百津 桜	生年月日 H××年 9月 4日 八百津 小学校 新 3 年生		
利用を希望する放課後児童クラブ		八百津 ・ 錦津 ・ 和知 ・ 久田見 児童クラブ		
希望する利用形態	年間を通して利用する場合	利用開始日 年 月 日 土曜日の利用 有 無		
	学校休業日(長期休業)期間に限り利用する場合	学年始(4月) 夏季7月 夏季8月 冬季 学年末(3月) ※久田見は学年始・学年末・夏季のみ利用可		
	一時利用	利用開始日 年 月 1日		
	利用したい期間に○をつける 久田見は学年始・学年末・夏季のみ			
利用希望児童の家族の状況（申込時点の同居家族をご記入ください。）				
(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は 学校(学年)	勤務先 電話番号
やおつ たろう 八百津 太郎	父	H××. 7. 2	八百津町役場	0574 (43) 2111
やおつ はなこ 八百津 花子	母	H××. 8. 3	八百津町ファミリーセンター	0574 (43) 0390
やおつ こたろう 八百津 小太郎	弟	H××. 6. 1	八百津保育園	0574 (43) 0196
				()
				()
利用を希望する理由	父・母ともに居宅外で就労しており、昼間子どもだけになってしまうため。			
緊急連絡先 仕事中も連絡可能な 番号を記入	①氏名	八百津 花子	電 話	090-〇〇〇〇-××××
	②氏名	八百津 太郎	電 話	090-△△△△-□□□□
	③氏名		電 話	

○添付書類 就労証明書等（保育園に提出済の場合は省略できます。）

裏面に続く

記入例③（一時利用のみ）

式第1号（第4条関係）

クラブ受付日 受付

放課後児童クラブ利用申込書

R〇〇年〇〇月〇〇日

八百津町長 様

保護者 住 所 〒505-0301

八百津町八百津3827-1

氏 名 八百津 太郎

連絡先 0574（43）2111

児童との続柄 父

八百津町放課後児童クラブを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

利 用 希 望 児 童	(ふりがな) やおつ さくら 氏 名 八百津 桜	生年月日 H××年 9月 4日 八百津 小学校 新 3 年生		
利用を希望する放課後児童クラブ		八百津 ・ 錦津 ・ 和知 ・ 久田見 児童クラブ		
希望する利用形態	年間を通して利用する場合	利用開始日 年 月 日 土曜日の利用 有 無		
	学校休業日(長期休業)期間に限り利用する場合	学年始(4月) ・ 夏季7月 ・ 夏季8月 ・ 冬季 学年末(3月) ※久田見は学年始・学年末・夏季のみ利用可		
	一時利用	利用開始日 R8 年 4 月 1日 利用開始日を記載。		
利用希望児童の家族の状況（申込時点の同居家族をご記入ください。）				
(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は 学校(学年)	勤務先 電話番号
やおつ たろう 八百津 太郎	父	H××. 7. 2	八百津町役場	0574 (43) 2111
やおつ はなこ 八百津 花子	母	H××. 8. 3	八百津町ファミリーセンター	0574 (43) 0390
やおつ こたろう 八百津 小太郎	弟	H××. 6. 1	八百津保育園	0574 (43) 0196
				()
				()
利用を希望する理由		父・母ともに居宅外で就労しており、昼間子どもだけになってしまうため。		
緊急連絡先 仕事中も連絡可能な 番号を記入	①氏名	八百津 花子	電 話	090-〇〇〇〇-××××
	②氏名	八百津 太郎	電 話	090-△△△△-□□□□
	③氏名		電 話	

○添付書類 就労証明書等（保育園に提出済の場合は省略できます。）

裏面に続く

記入例④（長期休業日と一時利用を併用利用）

様式第1号（第4条関係）

放課後児童クラブ利用申込書

クラブ受付日

受付

R〇〇年〇〇月〇〇日

八百津町長 様

保護者 住 所 〒505-0301

八百津町八百津3827-1

氏 名 八百津 太郎

連絡先 0574（43）2111

児童との続柄 父

八百津町放課後児童クラブを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

利 用 希 望 児 童	(ふりがな) やおつ さくら 氏 名 八百津 桜	生年月日 H××年 9月 4日 八百津 小学校 新 3 年生
利用を希望する放課後児童クラブ		八百津 ・ 錦津 ・ 和知 ・ 久田見 児童クラブ
希望する利用形態	年間を通して利用する場合	利用開始日 年 月 日 土曜日の利用 有 無
	学校休業日(長期休業)期間に限り利用する場合	学年始(4月) ・ 夏季7月 ・ 夏季8月 ・ 冬季 学年末(3月) ※久田見は学年始・学年末・夏季のみ利用可
	一時利用	利用開始日 R8 年 4 月 1日
長期に併せて一時の場合は、長期と一時両方の欄に記載 利用したい期間に○をつける 利用開始日を記載。		
利用希望児童の家族の状況（申込時点の同居家族をご記入ください。）		
(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日
やおつ たろう 八百津 太郎	父	H××. 7. 2
やおつ はなこ 八百津 花子	母	H××. 8. 3
やおつ こたろう 八百津 小太郎	弟	H××. 6. 1
勤務先又は 学校(学年)	勤務先 電話番号	
八百津町役場	0574 (43) 2111	
八百津町ファミリーセンター	0574 (43) 0390	
八百津保育園	0574 (43) 0196	
	()	
	()	
利用を希望する理由	父・母ともに居宅外で就労しており、昼間子どもだけになってしまうため。	
緊急連絡先	①氏名	八百津 花子
仕事中でも連絡可能な 番号を記入	電 話	090-〇〇〇〇-××××
	②氏名	八百津 太郎
	電 話	090-△△△△-□□□□
	③氏名	
	電 話	

○添付書類 就労証明書等（保育園に提出済の場合は省略できます。）

裏面に続く

記入例裏面

保護	就労・就学の場合					
者の 状況	父	通勤(通学)時間	時間 1 0 分(片道)	母	通勤(通学)時間	時間 1 0 分(片道)
	祖父	通勤(通学)時間	時間 分(片道)	祖母	通勤(通学)時間	時間 分(片道)

※祖父母は、65歳未満の方のみご記入ください。

保護者の状況		病気・介護の場合			
保護者の 状況	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・他()		療養(介護)の場所	☐ 自宅 ☐ 病院 ☐ 他()
	通院・入院の病院名	()		通院(介護)の状況	週・月()回

・保育園関係の添付書類として就労証明書等を提出済者

(父) ・ (母) ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他()

利用 時間	学期中	放課後 ~ 午後5時30分	主たる送迎者	花子(続柄 母)
	長期休業中	午前8時00分~午後5時30分	主たる送迎者	花子(続柄 母)

承諾書・同意書	
① 児童クラブの利用料等を口座振替(一時利用は納付書)により決められた期限までに必ず納めること。 ② 児童クラブの終了時刻(午後6時30分)までには、必ず迎えに来ること。 ③ 出欠席の変更は必ず支援員に連絡し、無断欠席しないこと。 ④ 送迎は保護者の責任のもとで行うこと。(保護者以外が送迎を行う場合は事前にクラブに連絡すること。) 以上の事項を厳守します。厳守できない場合は、利用ができなくなることを承諾します。 また、児童クラブが学校等関係機関と児童に関する情報を共有することに同意します。	保護者氏名 <u>八百津 太郎</u>

裏面の署名を忘れないようお願いいたします。

クラブ利用料等の徴収に関する申出書

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、八百津町長から支給を受ける児童手当の額から、放課後児童クラブ利用料等未納分につき、町が必要と認める額を当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて本申出に基づき、児童手当から各費用の支払いに充てるものとします。

※充当の対象となる金額は子どもが複数いる場合、子ども全員分の手当てが対象となります。

父 : 八百津 太郎

母 : 八百津 花子

メ 七

